

議案第14号

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

平成29年 2月15日

提出者 葛飾区長 青 木 克 徳

(提案理由)

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正に伴い、
所要の改正をする必要があるので、本案を提出いたします。

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成12年葛飾区条例第6号）
の一部を次のように改正する。

第11条第1項及び第2項中「の子」の次に「（民法（明治29年法律第89号）第817条の
2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立
について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している
場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第
164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親
である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として教育委員会規則で定める
者を含む。以下この項並びに次条第1項及び第3項並びに第11条の3第1項及び第3項に
おいて同じ。）」を加える。

第11条の2の見出し中「育児」の次に「又は要介護者の介護」を加え、同条第2項中「
前項」を「前2項」に改め、「育児」の次に「又は要介護者の介護」を加え、同項を同条
第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、同項
中「3歳に満たない子のある職員が当該子を養育」とあるのは、「要介護者のある職員
が当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

第18条第1項中「その配偶者、父母、子、配偶者の父母その他教育委員会規則で定める
者で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むことに支障があるもの」を「要介護者」に

改める。

第18条の2の次に次の1条を加える。

(介護時間)

第18条の3 教育委員会は、職員が要介護者の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として、1日の勤務時間の一部について勤務しないこと（次項において「介護時間」という。）を承認するものとする。

2 介護時間に関しその期間その他の必要な事項は、人事委員会の承認を得て、教育委員会規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、付則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行に伴い必要な経過措置は、葛飾区教育委員会規則で定める。

(施行前の準備)

3 改正後の第11条の2第2項において読み替えて準用する同条第1項の規定による要介護者を介護する職員の超過勤務の制限に係る請求は、この条例の施行の日前においても行うことができる。